

# シリーズ/取調べ「可視化」の「現在」

## 経験交流会「取調べ可視化時代の弁護実践」から見えてきたアフター可視化素描

取調べの可視化大阪本部 副本部長 秋田 真志

3月5日に宮崎で開催された経験交流会は、取調べの可視化時代の到来と弁護実践の重要性を再認識させた。「可視化して黙秘」をスタンダードとして目指すべきである。

### 1. 本稿の目指すもの

3月5日、宮崎において日弁連第18回刑事弁護経験交流会が開催された。

テーマは、「取調べ可視化時代の弁護実践」である。大阪からは、ミスター可視化こと小坂井久当本部副本部長がパネリストとして参加した。

本来本稿は、その詳細を正確に報告するものでなければならない。しかし、残念ながら筆者には、その力量がない。

いや、参加しなかったわけではない。ちゃんと出席した。寝ていたわけでもない。ちゃんと起きていた。内職していたわけでもない。ちゃんと聞いていた。面白いと思って聞いていた。しかし、である。本誌において記事にしようという発想は全くなかった。メモも取らなかった。そして報告はたくさんあった。人間の記憶とはいい加減なものである。漠たる印象しか残っていない。やはり可視化が必要なことを痛感させる出来事である。残念ながら、大阪から参加したのはごく僅かである。特に、この手の原稿を押しつけるべき若手は誰1人参加していなかった。可視化運動発祥の地を自認する大阪としては、少し悲しい話である。

言い訳や愚痴を重ねても始まらない。おぼろげな記憶と印象を頼りに、経験交流会「取調べ可視化時代の弁護実践」から得られた教訓を概観してみよう。

### 2. 経験交流会から得られる教訓

#### (教訓その1)可視化時代はすでに始まっている。

すでに可視化取調べに直面した若手弁護士から数多くの報告がなされた。法制化を待つまでもなく、可視化は始まっていることが再確認された。この連載でも何回も触れてきたが、2014年6月16日、2015年2月12日の各最高検依命通知もあり、特に検察官は今可視化に相当積極的だと言えるであろう。経験交流会でも複数の若手から報告がなされたが、裁判員裁判対象事件にとどまらず、様々なタイプの事件で、録画録音が行われている。どうやら検察官は、可視化が捜査機関にとって重要なツール(武器?)となることに気づき始めたようである。今や我々弁護人に問われているのは、そのような検察官の意識改革をも踏まえた、アフター可視化の弁護実践である。

#### (教訓その2)捜査機関では可視化時代の試行錯誤が続いている。

可視化時代が始まっているとは言え、捜査機関では試行錯誤が続いている。徳島からは、前号でも紹介されたように、検察官調書を作成せず、録画媒体を直接実質証拠として証拠請求する例が報告された。録画媒体の取調べを「要旨の告知」ですますという安易な運用も報告され、パネルディスカッションで重要な論点の1つとして取り上げられた。その背景には、裁判所が被告人質問を先



行させ、原則として乙号証を採用しないという運用を進めていることも影響しているらしい。調書を作っても、どうせ公判で採用してもらえないというのであれば、録画媒体だけで十分でないか、というのである。また捜査を担うようになった若手検察官には、旧来型の検察官に比較して、可視化に対する抵抗感も少ないことが影響しているようである。

いずれにしても、可視化時代の到来と捜査機関の試行錯誤によって、実務運用そのものが過渡期を迎えていることは間違いない。

### (教訓その3) 可視化新時代の弁護実践は簡単ではない。

では、その過渡期にわれわれ弁護人には十分な備えがあるか。経験交流会を聞く限り、正直心許ない。今後検察官が、公判において録画媒体を積極的に証拠（場合により実質証拠）として活用することを目指してくることは十分に予想される。そのような検察官の攻勢に対し、われわれ弁護人は、どうすべきなのか。例えば、任意性・信用性をどのように争うのか、争えるのか。実質証拠としての録画媒体の取調べ請求に対し、弁護人としてどのような意見を述べ、対応すべきなのか。膨大となりうる録画媒体を前に、その精査をどうするのか。公判での長時間の再生を許すのか。部分的再生によって妥協すべきなのか。そもそも供述分析

をどのような方法で行うべきなのか。理論的にも、実践的にも、弁護人が検討すべき課題はまだ多い。これらの点について、特に若手の弁護士の戸惑いはなお大きいようである。

### (教訓その4) 黙秘をスタンダードにすべきである。

以上のとおり、可視化時代に向けた弁護人側の課題は山積状態であるが、少なくとも目指すべき1つの標準がある。黙秘である。この点はパネルディスカッションにおいても、何度も指摘

された。可視化された供述は、まさしく「有利にも不利にも」働きうる。膨大な時間にわたる録画録音は、その検証の手間という形で、弁護人らの手足を縛るであろう。また仮に公判が録画媒体の上映会と化してしまえば、公判中心主義は後退し、「密室取調べ中心主義」の復活ともなりかねない。

それらの多くの問題を一気に解決しうる弁護側の武器が1つだけある。それが**黙秘権の行使**である。黙秘権が適切に行使されれば、弁護人は依頼者の供述変遷や客観証拠との矛盾供述をおそれる必要はなくなる。捜査機関からの弁解つぶしに遭うリスクも減少するであろう。そもそもすべての立証責任を負うのは検察官である。被疑者は供述により、その捜査を手助けする義務など一切負わない。また、黙秘している以上、膨大な録画媒体と格闘する必要もなくなる。もとより例外はありうる。しかし、「**可視化して黙秘**」。その標準化こそが、目指すべき弁護実践の基本である。

## 3. まとめに代えて

過渡期こそ弁護実践が問われる。戦後に伝聞例外の誤った運用により、密室取調べに基づく「精密司法」という名の誤った実務が定着した同じ轍を踏んではならない。過渡期にいる私たちは今、新たな弁護実践を確立するための研鑽を怠ってはならないのである。